

## 添付書類 A

### 1. 代理人としての Apple

デベロッパは、以下の国におけるマーケティング並びに所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple Canada, Inc. (以下、「Apple Canada」といいます) をデベロッパの代理人として指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の国におけるマーケティング並びに所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple Pty Limited (以下、「APL」といいます) をデベロッパの代理人として指名するものとします。

オーストラリア  
ニュージーランド

デベロッパは、以下の国におけるマーケティング並びに所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、カリフォルニア州民法 2295 条以下に従い、Apple Inc. をデベロッパの代理人として指名するものとします。

米国

デベロッパは、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる以下の国におけるマーケティング並びに所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、カリフォルニア州民法 2295 条以下に従い、Apple Services LATAM LLC をデベロッパの代理人として指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントルシア
アンギラ島	チリ*	ホンジュラス*	セントビンセント およびグレナディ ーン諸島
アンチグアバーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	スリナム
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	トリニダード・ト バゴ
バルバドス	ドミニカ	モンセラト	タークス・カイコ ス
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	ウルグアイ
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ベネズエラ*
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
英領ヴァージン諸島	ガイアナ	セントキッツ島およびネビス 島	

\*カスタムアプリケーションは、これらの国でのみ利用することができます。

デベロッパは、以下の国におけるマーケティング並びに所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーション

ケーションのエンドユーザダウンロードのために、日本国民法第 643 条に従い、iTunes 株式会社をデベロッパの代理人として指名するものとします。

日本

## 2. 問屋としての Apple

デベロッパは、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる以下の国におけるマーケティング並びに所在するエンド

ユーザによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのエンドユーザダウンロードのために、Apple Distribution International Ltd.をデベロッパの問屋として指名するものとします。本契約の目的において、「問屋」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されている通り、自己の為に行為することを目的とし、かつ、自己の名において契約を締結するものの、他人を代理して行為する代理人を意味しません。

アフガニスタン	フランス*	マラウイ	セネガル
アルバニア	ガボン	マレーシア*	セルビア
アルジェリア	ガンビア	モルディブ	セーシェル
アンゴラ	グルジア	マリ	シエラレオネ
アルメニア	ドイツ*	マルタ共和国*	シンガポール*
オーストリア	ガーナ	モーリタニア	スロバキア*
アゼルバイジャン	ギリシャ*	モーリシャス	スロベニア*
バーレーン*	ギニアビサウ	ミクロネシア連邦	ソロモン諸島
ベラルーシ	香港*	モルドバ	南アフリカ
ベルギー*	ハンガリー	モンゴル	スペイン*
ベナン	アイスランド*	モンテネグロ	スリランカ
ブータン	インド	モロッコ	スワジランド
ボスニア・ヘルツェ	インドネシア	モザンビーク	スウェーデン*
ゴビナ	イラク	ミャンマー	スイス*
ボツワナ	アイルランド*	ナミビア	台湾*
ブルネイ	イスラエル*	ナウル	タジキスタン
ブルガリア*	イタリア*	ネパール	タンザニア
ブルキナファソ	ヨルダン	オランダ*	タイ*
カンボジア	カザフスタン	ニジェール	トンガ
カメルーン	ケニア	ナイジェリア	チュニジア
カーボベルデ	韓国*	ノルウェー*	トルコ*
チャド	コソボ	オマーン	トルクメニスタン
中国*	クウェート	パキスタン	アラブ首長国連邦*
コンゴ民主共和国	キルギスタン	パラオ	ウガンダ
コンゴ共和国	ラオス	パプアニューギニア	ウクライナ*
コートジボワール	ラトビア*	フィリピン*	英国*
クロアチア	レバノン	ポーランド	ウズベキスタン
キプロス*	リベリア	ポルトガル	バヌアツ
チェコ共和国	リビア	カタール*	ベトナム*
デンマーク*	リトアニア*	ルーマニア*	イエメン
エジプト*	ルクセンブルグ*	ロシア*	ザンビア
エストニア*	マカオ	ルワンダ	ジンバブエ
フィジー	マケドニア	サントメプリンシペ	
フィンランド*	マダガスカル	サウジアラビア*	

\*カスタムアプリケーションは、これらの国でのみ利用することができます。

## 添付書類 B

1. 税金が適用される場合、Apple は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる以下の国に所在する、エンドユーザへのライセンスアプリケーションの販売について別紙 2 の第 3.2 条に定められている税金を、およびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのカスタムアプリケーションの販売について別紙 3 の第 3.2 条に定められている税金を徴収し、所轄の税務当局に納付するものとします。

アルバニア	チェコ共和国	リトアニア	スロバキア
アルメニア	デンマーク	ルクセンブルグ	スロベニア
オーストラリア	エストニア	マレーシア	南アフリカ
オーストリア	フィンランド	マルタ共和国	スペイン
バーレーン	フランス	メキシコ***	スウェーデン
ベラルーシ	ドイツ	モルドバ	スイス
ベルギー	ギリシャ	オランダ	台湾
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ハンガリー	ニュージーランド	トルコ
ブルガリア	アイスランド	ナイジェリア	アラブ首長国連邦
カナダ	インド	ノルウェー	英国
カメルーン	インドネシア**	ポーランド	米国
チリ	アイルランド	ポルトガル	ウルグアイ†
中国*	イタリア	ルーマニア	ウズベキスタン**
コロンビア	ケニア	ロシア**	ジンバブエ
クロアチア	韓国**	サウジアラビア	
キプロス	コンボ	セルビア	
	ラトビア	シンガポール**	

\*中国政府から徴収を求められている特定の税金を除き、Apple は、中国において追加的な税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法令により求められている場合、あらゆる税金の徴収および納付についてデベロッパが全責任を負うことを理解し、これに同意するものとします。

\*\*非居住デベロッパにのみ適用されます。Apple は、現地のデベロッパに対する税金を徴収および納付しないものとし、そうしたデベロッパは、現地の法令により求められているとおり、そうした税金の徴収および納付について全責任を負うものとします。

\*\*\*メキシコにおいて現地の税務当局に VAT の登録を行っていないデベロッパにのみ適用されます。メキシコにおいて VAT の登録を行っているデベロッパについては、Apple が現地の法令に従って、(i) 現地の法人および在留外国人に対しては合計 VAT 額を徴収して送金、並びに (ii) 現地の個人に対しては適用される VAT 額を徴収して送金、および現地の税務当局に対して、残りの VAT 額を徴収して納付するものとします。デベロッパは、現地の法令によって求められている場合、当該 VAT を所轄の税務当局に納付する責任を負うものとします。

†ウルグアイ政府により Apple が徴収するように求められている、電子取引に対する特定の税金を除き、Apple はウルグアイにおいてその他の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法令により求められている場合、デベロッパの収入に課されるあらゆる税金の徴収および納付について、デベロッパが全責任を負うことを理解し、これに同意するものとします。

2. Apple は、本添付書類 B の上記第 1 条に列挙されていない国に所在するエンドユーザへのライセンスアプリケーションの販売について別紙 2 の第 3.2 条に定められている税金、および当該国に所在するカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのカスタムアプリケーションの販売について別紙 3 の第 3.2 条

に定められている税金を徴収および納付しないものとします。デベロッパは、現地の法令により求められている場合、そのような税金の徴収および納付について全責任を負うものとします。

## 添付書類 C

### 1. オーストラリア

#### (A) オーストラリアにおけるエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザに許可するために APL を指名している場合：

1.1 デベロッパは、1999 年新税制（物品サービス税）法（以下、「GST 法」といいます）に基づく GST の不払いまたは過少納付並びにそれらに関する罰金および／または利息に対する国税庁長官（以下、「長官」といいます）からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を蒙らせないものとします。加えて、デベロッパは、オーストラリアで GST の登録を怠ったとして長官により課されるいかなる罰金についても、Apple を補償し、損害を蒙らせないものとします。

#### 1.2 物品サービス税（GST）

##### (a) 一般条項

- (i) 添付書類 C の本第 1.2 条は、代理人である APL を介してデベロッパが行う、オーストラリアに関連する供給に適用されます。GST 法で定義されている用語は、本第 1.2 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (ii) 明示的に別途定められている場合を除き、別紙 2 および別紙 3 に基づく支払い合計金額または支払い合計金額の計算に使用される金額はすべて、GST に関係なく決定されており、本第 1.2 条に基づき支払うべき GST を理由として増額する必要があります。
- (iii) 別紙 2 および別紙 3 に基づき供給者から受領者に行われる課税対象の供給に対して GST を支払う必要がある場合、受領者は、金銭的な対価の提供と同時に同じ方法で、供給者に GST を支払わなければなりません。念のために明記すると、これは、別紙 2 の第 3.4 条および別紙 3 の第 3.4 条に従って APL により手数料として差し引かれるすべての金銭的な対価を含みます。
- (iv) 本条項に基づき GST を理由として APL が回収できる金額は、料料、罰金、利息、およびその他の徴収金を含むものとします。
- (v) 添付書類 C の本第 1 条は、本契約の終了後も有効に存続します。

##### (b) 居住デベロッパまたは ABN を持つ GST 登録済みの非居住デベロッパ

- (i) デベロッパがオーストラリアの居住者である場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号（以下、「ABN」といいます）を有しており、かつ GST 登録済みであるか、または GST 登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように GST の登録申請を長官に提出済みであることが、別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの

ABN および GST 登録の十分な証拠を（App Store Connect サイトを使用して、デベロッパの GST 登録証の写しまたは Australian Business Register からのプリントアウトを Apple にアップロードすることにより）Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な ABN を保持しなくなった場合、または GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

- (ii) デベロッパが非居住であり、ABN を有する GST 登録済みの事業者である場合、デベロッパが別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を Apple に提供することが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、デベロッパが ABN を有する GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。
- (iii) デベロッパおよび Apple は、GST 法の第 153-50 条を目的として、協定を締結することに同意するものとします。さらに、デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行うエンドユーザへの課税対象の供給について、以下に同意するものとします。
  - (A) APL は、エンドユーザに供給を行っているものとみなされます。
  - (B) デベロッパは、対応する別個の供給を APL に行っているものとみなされます。
  - (C) APL は、自己の名において、第 (iii) 項 (A) に基づき行われる供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザに発行するものとします。
  - (D) デベロッパは、第 (iii) 項 (A) に基づき行われる課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザに発行しないものとします。
  - (E) APL は、別紙 2 および別紙 3 に基づきデベロッパが APL に行う課税対象の供給（第 (iii) 項 (B) に基づき行われる課税対象の供給を含みます）について受領者作成のタックスインボイスをデベロッパに発行するものとします。また、
  - (F) デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 に基づきデベロッパが Apple に行う課税対象の供給（第 (iii) 項 (B) に基づき行われる課税対象の供給を含みます）についてタックスインボイスを Apple に発行しないものとします。

(c) 非居住の GST 未登録のデベロッパ

デベロッパが非居住であり、ABN を持つ GST 登録済みの事業者でない場合：

- (i) APL は、自己の名において、代理人である APL を介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザに発行するものとします。また、
- (ii) デベロッパは、代理人である APL を介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザに発行しないものとします。

## **(B) オーストラリアのデベロッパ – オーストラリア国外のエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがオーストラリアの居住者であり、オーストラリア国外におけるマーケティング、並びにオーストラリア国外に所在するエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのエンドユーザダウンロードおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人または問屋として指名している場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号（以下、「ABN」といいます）を有しており、新税制（1999年物品サービス税法（以下、「GST法」といいます））に基づき GST 登録済みであることを保証することがこの契約の条件の1つとなります。デベロッパは、別紙2 および別紙3の締結から30日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を（App Store Connect サイトを使用して、デベロッパの GST 登録証の写しまたは Australian Business Register からのプリントアウトを Apple にアップロードすることにより）Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な ABN を保持しなくなった場合、または GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

## **2. ブラジル**

### **ブラジルにおけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがブラジルにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーに許可するために Apple Services LATAM LLC を指名している場合：

#### **(A) 一般条項**

- 2.1 デベロッパは、デベロッパが (i) デベロッパを代理して Apple が行う、エンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのデベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布に関する間接税（物品サービス税を含むが、これに限定されません）の納税義務、(ii) ブラジル政府への間接税の納税申告書の提出および間接税の支払い（該当する場合）、並びに (iii) 単独またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で行う、間接税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび税金支払い義務の判断について、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。
- 2.2 デベロッパは、Apple がブラジル国内の第三者、Apple の子会社、および／または第三者ベンダー（以下、「徴収団体」といいます）を利用して、エンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーからライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに関する金額を徴収し、その金額をブラジルから Apple に送金してデベロッパの収益をデベロッパに送金できるようにすることを許可し、これに同意し、了解するものとします。
- 2.3 エンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーがライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対して支払った価格のブラジル外への送金に源泉徴収税が適用され

る場合、徴収団体は、その源泉徴収税の全額を Apple のデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をデベロッパの名前でブラジルの所轄の税務当局に納付するものとします。徴収団体は、商業上現実的な努力を払って、個別の源泉徴収票を発行し、ブラジルの税法で定められている通り、その源泉徴収票は Apple がデベロッパに提供するものとします。デベロッパは、該当する場合、外国税額控除を請求できるようにするためにデベロッパの居住国の税務当局から求められているその他の文書の提供について全責任を負うものとします。

## (B) 非居住デベロッパ

2.4 デベロッパがブラジルの居住者ではなく、デベロッパへの未払い金の総額のブラジル外への送金に源泉徴収税が適用される場合、デベロッパは、デベロッパの居住国とブラジルとの間の適用される租税条約に基づく源泉徴収税の軽減税率を請求するために、デベロッパの居住国証明書またはそれに相当する文書を Apple に提供することができます。徴収団体は、デベロッパの居住国とブラジルとの間の適用される租税条約に定められている源泉徴収税の軽減税率（存在する場合）を適用するものとします。但し、デベロッパが当該租税条約で定められている、またはその他 Apple にとって十分となる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率を受ける権利を有していることを立証するのに十分な文書を Apple に提供した後に限ります。デベロッパは、Apple がデベロッパから提供される税法上の居住者証明書またはそれに相当する文書を承認および受諾した後にのみ、軽減税率が有効になることを了解するものとします。別紙 2 の第 3.3 条および別紙 3 の第 3.3 条にかかわらず、Apple が当該税務文書を受領および承認する前にデベロッパの資金がブラジル外に送金される場合、徴収団体は租税条約によって軽減されていない源泉徴収税を全額徴収して所轄の税務当局に納付できるものとし、Apple は源泉徴収および納付された当該税金の金額をデベロッパに返金しません。

デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、並びにそれに対する罰金および／または利息の過少納付（源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの資格の取得または事実上の喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません）に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple および徴収団体を補償し、損害を蒙らせないものとします。

## (C) 居住デベロッパ

2.5 デベロッパがブラジルの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントをデベロッパの個別のブラジル納税者番号（CNPJ または CPF のいずれか該当する方）でアップデートする必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別のブラジル納税者番号を提供しないことにより、デベロッパのブラジル納税者番号が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションがブラジルの App Store から削除される場合があることを了解するものとします。

## 3. カナダ

### カナダにおけるエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがカナダにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザに許可するために Apple Canada を指名している場合：

#### 3.1 一般条項

デベロッパは、カナダにおいてデベロッパを代理して Apple Canada がエンドユーザに行う供給および Apple Canada がデベロッパに行う供給に関連する、消費税法（カナダ）（以下、「ETA」といいます）に基づき課される物品サービス税／統合売上税（以下、「GST/HST」といいます）、ケベック州売上税（以下、「QST」といいます）、または州小売売上税（以下、「PST」といいます）の未支払い、未徴収、または未送金、並びにそれらに関する罰金および／または利息に対する、カナダ歳入庁（以下、「CRA」といいます）、ケベック州歳入庁（以下、「MRQ」といいます）、および PST を課している州の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を蒙らせないものとします。

### 3.2 GST/HST

(a) 添付書類 C の本第 3.2 条は、カナダにおいて代理人である Apple Canada を介してデベロッパが行うエンドユーザへの供給に関して適用されます。ETA で定義されている用語は、本第 3.2 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。Apple Canada は GST/HST のために登録済みであり、GST/HST 登録番号は R100236199 です。

(b) デベロッパがカナダの居住者であるか、または ETA に基づき GST/HST の登録が求められているカナダの非居住者である場合、デベロッパが GST/HST のために登録済みであるか、または GST/HST のための登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように GST/HST の登録申請を CRA に提出済みであることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、Apple Canada の要請に応じて、デベロッパの GST/HST 登録の十分な証拠（例：デベロッパの CRA による確認書の写しまたは CRA ウェブサイトの GST/HST Registry からのプリントアウト）を Apple Canada に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが GST/HST のための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple Canada に通知することを保証するものとします。

(c) デベロッパが GST/HST のために登録済みである場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結することにより、(i) ETA の第 177 条 (1.1) 項に従って選定を行うことで、Apple Canada がカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada に GST/HST の徴収、会計処理および納付をさせること、またフォーム GST506（App Store Connect サイトから入手可能）に必要な事項（自らの有効な GST/HST 登録番号を含む）を記入し、署名した上で Apple Canada に返送済みであることに同意し、(ii) デベロッパが Apple Canada に支払うべき手数料は 5%（または随時適用される GST 税率）の GST を含むことを了解するものとします。

(d) デベロッパが GST/HST の登録をしていない場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結した上で、フォーム GST506 への必要事項の記入、署名および Apple Canada への返送をしないことにより、(i) デベロッパが GST/HST のために登録していないことを保証し、(ii) デベロッパがカナダの居住者ではなく、ETA の対象となる事業をカナダで行っていないことを保証し、(iii) Apple Canada がカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada が GST/HST を請求、徴収、および納付することを了解し、(iv) デベロッパが Apple Canada に支払うべき手数料は GST/HST が免除されている（すなわち、GST/HST 税率が 0% である）ことを了解し、かつ (v) デベロッパが GST/HST 登録を行っていない場合、Apple Canada が請求した手数料が GST の対象であったことが判明した場合、Apple Canada に課されるいかなる GST/HST、利息、および罰金についても、Apple を補償することに同意するものとします。

### 3.3 ケベック州売上税

ケベック州売上税に関する法令（以下、「QSTA」といいます）で定義されている用語は、添付書類 C の本第 3.3 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(a) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパが QST のために登録済みであるか、または QST 登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように QST の登録申請を MRQ に提出済みであることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、Apple Canada の要請に応じて、デベロッパの QST 登録の十分な証拠（例：デベロッパの MRQ による確認書の写しまたは MRQ ウェブサイトの QST Registry からのプリントアウト）を Apple Canada に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが QST のための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple Canada に通知することを保証するものとします。

(b) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結することにより、(i) デベロッパが QST のために登録済みであることを保証し、(ii) QSTA の第 41.0.1 条に従って選定を行うことで、Apple Canada がケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada に QST の徴収、会計処理および納付をさせること、またフォーム FP2506-V に必要事項（自らの有効な QST 登録番号を含む）を記入し、署名した上で Apple Canada に返送済みであることに同意し、かつ (iii) Apple Canada がデベロッパを代理して行うケベック州外に所在するエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売については、当該エンドユーザはケベック州の居住者ではなく、QST のための登録を行っておらず、当該販売は QST が免除されていることを前提として、Apple Canada は QST を請求、徴収、または納付しないことを了解するものとします。

(c) デベロッパがケベック州の居住者ではない場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結した上で、フォーム FP2506-V への必要事項の記入、署名および Apple Canada への返送をしないことにより、(i) デベロッパがケベック州の居住者でないことを保証し、(ii) デベロッパがケベック州に恒久的施設を有していないことを保証し、かつ (iii) Apple がケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple が QST を請求、徴収、および納付することを了解するものとします。

### 3.4 PST

添付書類 C の本第 3.4 条は、代理人である Apple Canada を介してデベロッパが行う、ブリティッシュコロンビア州、サスカチュワン州、マニトバ州、オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州、および PST を課しているまたは採用しているその他の州に所在するエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの供給に適用されます。デベロッパは、これらの州において Apple Canada がデベロッパを代理して行うエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada が適用される PST を請求、徴収、および納付することを了解し、これに同意するものとします。

## 4. チリ

**チリのデベロッパ - チリ国内または国外におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューション  
カスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがチリの居住者である場合、デベロッパが当該国の VAT 納税者であることを保証し、デベロッパの VAT ステータスの証拠を提供しない限り、Apple は、チリの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に VAT を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

## 5. 日本

### (A) 日本におけるエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザに許可するために iTunes 株式会社を指名している場合：

5.1 デベロッパは、デベロッパが (i) デベロッパを代理して iTunes 株式会社が行うエンドユーザへのデベロッパのライセンスアプリケーションおよび／またはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務（存在する場合）、(ii) 日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い（該当する場合）、並びに (iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。

5.2 iTunes 株式会社は日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

### (B) 日本のデベロッパ - 日本国外のエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におけるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのエンドユーザダウンロードおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人または問屋として指名している場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 に基づくデベロッパの代理人または問屋としての Apple のサービスに対する対価として Apple が受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税についてリバースチャージ方式を採用するものとします。

## 6. 韓国

### 韓国のデベロッパ - 韓国におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが韓国の居住者であり、韓国におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの代理人または問屋として指名している場合、デベロッパが韓国の事業者登録番号（以下、「BRN」といいます）または韓国国税庁への登録番号（以下、「韓国税金 ID」と総称します）を持っていることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。

デベロッパは、App Store Connect で求められた場合、デベロッパのアカウントについてデベロッパの個別の韓国税金 ID をアップ

デートする必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別の韓国税金 ID を提供しないことにより、デベロッパの韓国税金 ID が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが韓国の App Store から削除されたり、別紙 2 の第 3.5 条および別紙 3 の第 3.5 条に基づくデベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いが行われなかったりする場合があることを了解するものとします。

デベロッパは、Apple Distribution International Ltd.の要請に応じて、デベロッパの韓国税金 ID の十分な証拠（例：事業登録証明書または韓国国税庁の Home Tax ウェブサイトからのプリントアウト）を Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な韓国税金 ID を保持しなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

デベロッパが有効な韓国税金 ID を Apple に提出しない場合、Apple は、本契約に基づきデベロッパに提供するサービスに対して、韓国の VAT を請求する権利を留保します。

## 7. マレーシア

### **マレーシアのデベロッパ - マレーシア国内または国外におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがマレーシアの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple をデベロッパの代理人または問屋として指名している場合、Apple は、マレーシアの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にマレーシアのサービス税を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

## 8. メキシコ

### **メキシコのデベロッパ - メキシコ国内または国外におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがメキシコの居住者である場合、Apple は、メキシコの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に VAT を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。Apple は、当該手数料に対応する請求書を発行するものとします。

また、Apple は、メキシコ国内または国外に所在するエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売に対する送金について、メキシコの税法に従って、個人に適用される源泉徴収所得税率を適用するものとします。Apple は、その源泉徴収所得税の全額を Apple のデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をメキシコの所轄の税務当局に納付するものとします。

デベロッパが登録済みで、メキシコの有効な税金 ID (R.F.C と呼ばれています) を有している場合、デベロッパは App Store Connect ツールを使用してデベロッパのメキシコ税金 ID 登録証の写しをアップロードするこ

とにより、Apple に提供する必要があります。デベロッパは、デベロッパが有効な税金 ID を保持しなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。デベロッパがデベロッパのメキシコ税金 ID についての証拠を Apple に提出しない場合、Apple は、メキシコの税法に従って、最も高い所得税率を適用するものとします。

## 9. ニュージーランド

### (A) ニュージーランドにおけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーに許可するために APL を指名している場合：

#### 9.1 一般条項

- (i) デベロッパは、1985 年物品サービス税法（以下、「1985 年 GST 法」といいます）に基づく GST の不払いまたは過少納付並びにそれらに関する罰金および／または利息に対する内国歳入庁からのあらゆる請求について、APL を補償し、損害を蒙らせないものとします。
- (ii) 添付書類 C の本第 9 条は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーへの供給に適用されます。1985 年 GST 法で定義されている用語は、添付書類 C の本第 9 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (iii) 添付書類 C の本第 9 条は、本契約の終了後も有効に存続します。
- (iv) デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行う、ニュージーランドの居住者であるエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーへの供給に関して、APL が電子マーケットプレイスの運営者であり、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条 (C) 項に基づき当該供給の供給者として扱われることに同意するものとします。

#### 9.2 居住デベロッパ

- (i) デベロッパがニュージーランドの居住者である場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条 (1C) 項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。
  - (a) デベロッパから APL へのサービスの供給、および

(b) APL からニュージーランドの居住者であるエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーへの当該サービスの供給

- (ii) デベロッパおよび APL は、GST の目的において本添付書類 C の第 9 条 (A) 項 (9.2) (i) (a) に基づくデベロッパから APL へのサービスの供給が 1985 年 GST 法に基づく GST の対象でないことを了解するものとします。

### 9.3 非居住デベロッパ

- (i) デベロッパがニュージーランドの居住者ではない場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条 (1B) 項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(a) デベロッパから APL へのサービスの供給、および

(b) APL からニュージーランドの居住者であるエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーへの当該サービスの供給

- (ii) デベロッパおよび APL は、GST の目的において本添付書類 C の第 9 条 (A) 項 (9.3) (i) (a) に基づくデベロッパから APL へのサービスの供給が 1985 年 GST 法に基づく GST の対象でないことを了解するものとします。

9.4 APL は、自己の名において、本添付書類 C の第 9 条に基づき行われる供給に関連して必要な文書をエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーに発行するものとします。

9.5 デベロッパは、本添付書類 C の第 9 条に基づき行われる供給に関連するいかなる文書もエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーに発行しないものとします。

### **(B) ニュージーランドのデベロッパ – ニュージーランド国外のエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布**

デベロッパがニュージーランドの居住者であり、ニュージーランド国外におけるマーケティング、並びにニュージーランド国外に所在するエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのエンドユーザダウンロードおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人または問屋として指名している場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である Apple を介してデベロッパが行うニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条 (C) 項および第 60 条 (1C) 項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

- (i) デベロッパから Apple へのサービスの供給、および

(ii) Apple からニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザまたはカスタム APP ディストリビューションカスタマーへの当該サービスの供給

デベロッパおよび Apple は、上記の (i) に基づくデベロッパから Apple へのサービスの供給とみなされる供給によって、Apple に 1985 年 GST 法に基づく GST コストが発生しないことを了解するものとします。

## 10. シンガポール

### シンガポールのデベロッパ - シンガポール国内または国外におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがシンガポールの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple をデベロッパの代理人または問屋として指名している場合、デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っているかどうかということを Apple に保証することが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパが GST のために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのシンガポール GST 登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っていない場合、またはデベロッパのシンガポール GST 登録番号を Apple に提供していない場合、Apple は、シンガポールの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にシンガポールの GST を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

## 11. 台湾

### 台湾におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが台湾において所得税を申告しており、台湾におけるエンドユーザおよびカスタム APP ディストリビューションカスタマーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの代理人または問屋として指名している場合、デベロッパが台湾におけるデベロッパの統一事業者番号（デベロッパが企業である場合）または台湾におけるデベロッパの個人識別カード番号（デベロッパが個人である場合）（以下、「台湾税金 ID」と総称します）を Apple に提供することが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。

## 12. 米国

### 米国におけるエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが米国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザに許可するために Apple Inc.を指名している場合：

12.1 デベロッパが米国連邦所得税上の米国の居住者ではない場合、デベロッパは、内国歳入庁のフォーム W-8BEN および／またはその他の必要な納税申告書に必要な事項を記入し、App Store Connect サイトの指示に従って、記入済みのそうした申告書の写しおよび適用される税法および規制の遵守に必要なその他すべての情報を Apple に提供するものとします。

12.2 Apple がその合理的な確信により、いずれかのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売または配布に関連して、Apple またはデベロッパが州または地方の売上税、使用税、または類似する取引税を支払わなければならない可能性があるかと判断した場合、Apple は、当該税金を徴収し、所轄の税務当局に納付するものとします。そうした税金の負担またはそうした税金を徴収する責任がデベロッパに生じた場合、デベロッパは、Apple がデベロッパを代理して当該税金を徴収および納付することを許可するものとします。但し、Apple がエンドユーザから、当該税金を徴収しなかった場合または当該税金に対する払い戻しを受け取らなかった場合は、当該税金についてデベロッパが引き続き第一義的な責任を負うものとし、またデベロッパは、Apple が支払う必要があるが、別途回収することができない税金の支払いについて Apple に払い戻すものとします。

12.3 所得税、法人所得税、事業・職業税、またはデベロッパの所得に基づく類似する税金の納税義務をデベロッパが負っている場合、デベロッパは当該税金について全責任を負うものとします。

12.4 念のために明記すると、Apple は、電気通信税および類似する税金を徴収および納付する責任を負わないものとします。

## 13. 添付書類 A の第 2 条に列挙する国に所在するエンドユーザ

### 添付書類 A の第 2 条に列挙する国におけるエンドユーザへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

添付書類 A の第 2 条に列挙する国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザに許可するために Apple Distribution International Ltd.（所在地：Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland）を指名している場合：

デベロッパは、Apple Distribution International Ltd.が、デベロッパに対する送金に関する売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、またはその他の税金もしくは賦課金の対象となる場合、こうした税金もしくは賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであることを了解するものとします。念のために明記すると、デベロッパが Apple Distribution International Ltd.に発行する請求書は、上記に定める付加価値税またはその他の税金もしくは賦課金を含む、デベロッパに実際に支払われる金額に限定されるものとします。デベロッパは、こうした売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金並びにそ

れらに関する罰金および／または利息の過少納付に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を蒙らせないものとします。

## 添付書類 D

### デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

- 1. 了解事項：**デベロッパおよびエンドユーザは、エンドユーザ使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザとの間でのみ締結されたものであり、Apple との間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーション並びにそのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとします。エンドユーザ使用許諾契約は、本契約の発効日（デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日）現在の Apple メディアサービス利用規約または大量コンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。
- 2. ライセンスの範囲：**ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関してエンドユーザに付与される各ライセンスは、エンドユーザが所有または管理する、あらゆる Apple ブランド製品上でライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスであって、かつ、当該ライセンスアプリケーションが Family Sharing または大量購入経由での購入者と関連付けられた他のアカウントによりアクセスおよび使用される場合を除き、Apple メディアサービス利用規約で定める利用条件で許可された通りに限定されていなければなりません。特定の Apple ライセンスソフトウェアに関してのみ、エンドユーザ使用許諾契約は、カスタム APP ディストリビューションカスタマーに対し、デベロッパの無料のカスタムアプリケーションの 1 つのライセンスを複数のエンドユーザに配布することを許可している必要があります。
- 3. メンテナンスおよびサポート：**デベロッパは、エンドユーザ使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関し、全面的に責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザは、Apple がライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する責任は一切ないことを了解するものとします。
- 4. 保証：**デベロッパは、製品に対する保証について、明示的保証、または法令に基づきもしくは黙示になされた保証のいずれであるかにかかわらず、免責が有効になされているものを除いて、全面的に責任を有するものとします。エンドユーザ使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用される保証事項を満足しなかった場合、エンドユーザは、Apple にその旨通知をなし、Apple は、当該エンドユーザに対して当該アプリケーションの購入代金を返戻する旨規定するものとします。また、適用法令で許される限り、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して、Apple は、一切保証責任はないものとし、保証条件を満足しなかったことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。
- 5. 製品に関する請求：**デベロッパおよびエンドユーザは、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションまたはエンドユーザによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの保有または使用に関連するエンドユーザまたは第三者からの請求、例えば、(i) 製造物責任に関する請求、(ii) ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たさないことに対する請求、並びに (iii) 消費者保護法、プライバシー法、あるいは類似の法令規則（デベロッパのライセンスアプリケーションでの HealthKit および HomeKit フレームワークの使用に関連するものを含みます）に基づき発生する請求等、に対処する責任をデベロッパが負担し、Apple は一切責任を負わないことを了

解するものとします。エンドユーザ使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザに関するデベロッパの責任を制限してはならないものとします。

**6. 知的財産権：**デベロッパおよびエンドユーザは、ライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーションまたはエンドユーザによるライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーションの保有もしくは使用が第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による請求があった場合、デベロッパは、当該知的財産権の侵害に対する請求について調査、防御、和解および解決について、全責任を負うものとし、Appleは一切責任を負わないものとします。

**7. 法令遵守：**エンドユーザは、その所在国が (i) 米国政府の禁輸措置の適用を受けている国または米国政府により「テロ支援」国家に指定されている国ではないこと、および (ii) エンドユーザが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

**8. デベロッパの氏名および住所：**デベロッパは、エンドユーザ使用許諾契約に、デベロッパの名称、住所、およびエンドユーザが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して質問、苦情または請求を行う窓口となる連絡先情報（電話番号、email アドレス等）を記載するものとします。

**9. 第三者の契約条件：**デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザが適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、例えば、デベロッパが VoIP アプリケーションを保有する場合に、エンドユーザが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことについて、エンドユーザ使用許諾契約に記載しなければならないものとします。

**10. 第三者受益者：**デベロッパおよびエンドユーザは、Apple および Apple の子会社が、エンドユーザ使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、一旦、エンドユーザがエンドユーザ使用許諾契約の条件を承認した場合、Apple は、その第三者受益者として、エンドユーザ使用許諾契約をエンドユーザに対して行使する権利を有するものとし、かつ、かかる権利を Apple が引き受けたものとみなすことに異議がないものとします。

## 添付書類 E

### App Store 追加規約

1. **App Store での見つけやすさ** : App Store でのデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Apple は、App Store で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) App のランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性（ライセンスアプリケーションに正確なタイトルを使用すること、関連するキーワード/メタデータを追加すること、わかりやすいカテゴリを選択することなど）、評価とレビューおよびアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store での公開日（関連する検索のために考慮される場合があります）、並びに Apple が公表したいずれかの規則にデベロッパが違反したことがあるかどうかです。これらの主なパラメータに基づいて、顧客の検索クエリに最も関連のある結果が提供されます。

(b) App Store で特集する App を考慮する際、Apple のエディターはすべてのカテゴリから高品質の App を探します。新しい App や大幅にアップデートされた App は特に注目されます。Apple のエディターが考慮する主なパラメータは、UI デザイン、ユーザエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store のプロダクトページのスクリーンショット、App のプレビュー、および説明です。ゲームの場合はこれらに加えて、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、ストーリー性や視点の深み、リプレイができること、ゲームの操作性についても考慮します。これらの主なパラメータに基づいて、高品質でデザイン性に優れた革新的な App が紹介されます。

(c) デベロッパが App Store におけるデベロッパの App の有料プロモーションのために Apple サービスを利用する場合、デベロッパの App はプロモーション用のスペースに表示され、広告コンテンツとして指定されることがあります。

App の見つけやすさについて詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/discoverability/>をご覧ください。

### 2. App Store データへのアクセス

デベロッパは、App Store Connect で、「App アナリティクス」、「売上とトレンド」、および「支払と財務報告」を使用することで、デベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスやユーザエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、「売上とトレンド」で、デベロッパのすべてのライセンスアプリケーションについて個々の App の売上および App 内購入（サブスクリプションを含みます）に関する財務結果を取得したり、「財務報告」からデータをダウンロードしたりすることができます。また、「App アナリティクス」で個人を特定できないデータを確認して、消費者がデベロッパのライセンスアプリケーションにどのように関心を寄せているかを理解することができます。詳細については、<https://developer.apple.com/app-store/measuring-app-performance/>をご覧ください。「App アナリティクス」のデータは、Apple の顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳細については、<https://developer.apple.com/app-storeconnect/analytics/>をご覧ください。Apple は、他のデベロッパが提供する、または他のデベロッパが App Store を利用することで生成される個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することも、デベロッパが提供する、またはデベロッパが App Store を利用することで生成される個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することはありません。そうしたデータ共有は、Apple のプライバシーポリシーに反しており、また Apple による顧客データの

取り扱い方法に関する Apple の顧客の期待にも反することになります。デベロッパは、顧客から直接情報の収集を図ることもできます。但し、そうした情報が合法的な方法で収集され、デベロッパが App Store 審査ガイドラインに従う場合に限りです。

Apple は、Apple のプライバシーポリシーにおいて概説されているとおりに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへの Apple のアクセスおよびそれらに関する慣行については、「App Store とプライバシー」 (<https://support.apple.com/en-us/HT210584> で閲覧可能) をご覧ください。Apple は、Apple と協同して Apple の製品およびサービスを提供し、Apple による顧客への販売を支援し、Apple に代わり広告を販売して App Store、Apple News、および株価に表示する戦略パートナーに一部の非個人情報を提供する場合があります。そうしたパートナーは当該情報を保護する義務があり、Apple が事業を展開しているあらゆる場所に所在する可能性があります。

### 3. P2B 規則に関する苦情および調停

オンライン仲介サービスのビジネスユーザにとっての公正性および透明性の促進に関する欧州議会規則および欧州理事会規則など、プラットフォーム提供事業者と利用企業間の規則（以下、「P2B 規則」といいます）の対象となっている国に設立されているデベロッパ、および当該国に所在する顧客に物品またはサービスを提供しているデベロッパは、<https://developer.apple.com/contact/p2b/> から、かかる P2B 規則に従って、以下の問題に関連する苦情を提出することができます。(a) デベロッパが設立されている国でデベロッパに影響を及ぼしている、P2B 規則に定められた義務の Apple による不遵守の疑い、(b) デベロッパが設立されている国でデベロッパに影響を及ぼしている、App Store でのデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または (c) デベロッパが設立されている国でデベロッパに影響を及ぼしている、App Store でのデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する Apple が講じた措置もしくは Apple の行動。Apple は、そのような苦情を検討および処理し、結果をデベロッパに連絡します。

デベロッパが欧州連合加盟国に設立されている場合、および欧州連合加盟国に所在する顧客に物品またはサービスを提供している場合、Apple は以下の調停委員会を指定します。Apple はこの調停委員会と共に、関係する App Store サービスの提供に関連して Apple とデベロッパとの間で生じた紛争（Apple の苦情処理システムで解決できなかった苦情を含みます）の示談について、欧州連合加盟国に設立されているデベロッパ、および欧州連合加盟国に所在する顧客に物品またはサービスを提供しているデベロッパとの合意に向けて取り組む意思があります。

Centre for Effective Dispute Resolution  
P2B Panel of Mediators  
70 Fleet Street  
London  
EC4Y 1EU  
United Kingdom  
<https://www.cedr.com/p2bmediation/>